

4. 自然公園

わが国を代表する優れた自然の風景地やそれに準ずる地域、都道府県を代表する優れた風景地については、自然公園法に基づきそれぞれ国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に指定し、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。

自然公園

(1) 制度の概要

自然公園法に基づき、わが国を代表する優れた自然の風景地やそれに準ずる地域については、それぞれ、国立公園と国定公園に指定され、また、都道府県を代表する優れた風景地については、都道府県立自然公園に指定されています。

平成19年8月には、丹後半島の海岸部、半島中央の世屋高原及び半島南部の大江山連峰から成る19,023haの地域を、丹後天橋立大江山国定公園として指定しました。また、同月、日光国立公園の尾瀬地域と会津駒ヶ岳及び田代山・帝釈山周辺地域を併せた37,200haの地域を、尾瀬国立公園として指定しました。国定公園では17年ぶり、国立公園では20年ぶりとなる新規指定であり、これでわが国の国立公園は29公園、国定公園は56公園、都道府県立自然公園は309公園となりました。総面積は国土面積の約14%を占めています。また、美しく特色ある海中の景観を維持するため海中公園地区が国立公園・国定公園あわせて69地区指定されています(平成21年3月末現在)。これらの公園では自然の保護が図られるとともに、自然とのふれあいの場として利用がなされており、年間約9億人が訪れています。

(2) 指定

①国立公園：わが国の風景を代表する優れた自然の風景地で、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて指定し、国が管理を行います。現在29公園、209万ha(国土面積の5.5%)が指定されています。

②国定公園：国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県の申出をうけ、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて指定し、都道府県が管理を行います。現在56公園、136万ha(国土面積の3.6%)が指定されています。

③都道府県立自然公園：国立、国定公園に次ぐ自然の風景地で、当該都道府県を代表するものです。都道府県が条例によって指定し、自ら管理を行います。現在309公園、196万ha(国土面積の5.2%)が指定されています。

(3) 公園計画

自然公園の保護と利用を適正に行うために、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。保護又は利用のための規制計画では、風致景観の特質、公園の利用上の環境保全の必要性等に応じて、陸域については「特別保護地区」、「第1種、第2種、第3種特別地域」、「普通地域」に、海域については「海中公園地区」、「普通地域」に区分して、一定の公用制限のもとで風致景観の維持を図っています。特に、特別地域においては、自然生態系の保全と持続的な利用を図るため、ルールとコントロールの下で適正な利用を推進する「利用調整地区」制度があります。

平成19年9月には、吉野熊野国立公園の西大台地区について、全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始し、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を始めました。

一方、保護又は利用のための施設計画では、荒廃した自然環境の回復を図る自然再生施設や植生復元施設など、風致景観の保護等に必要な施設や、歩道やキャンプ場など自然公園にふさわしい利用施設を計画的に配置しています。

(4) 国立公園の管理機構

国立公園における自然保護、適正な公園利用の推進、公園利用者への自然解説などの様々な業務を行うため、各国立公園には自然保護官(レンジャー)が配置されています。また、平成17年度から配置されたアクティブ・

自然公園における生物多様性の確保

平成14年4月に改正された自然公園法では、自然公園における生物の多様性の確保を図るため、以下の各種制度を整備しました。

＜生態系保全対策の充実＞ 昆虫類・両生類等の野生動物の捕獲、土石・廃棄物等の集積・貯蔵、指定地域の立入り等の行為について、一定の制限。

＜利用調整地区＞ 利用可能人数等の設定により、当該地区

内の自然生態系の保全と持続的な利用を推進。

＜風景地保護協定＞ 風景地を保護するため、地方公共団体・地元民間団体等が土地所有者等と協定を締結し当該土地の風景を管理。

＜公園管理団体＞ 風景地の保護に資する活動等を行う地元民間団体等を公園管理団体として指定し、地域と連携し、公園管理を推進。

レンジャー(自然保護官補佐)は、自然保護官を補佐し、公園内のパトロール、調査、自然とのふれあい活動等に幅広く活躍しています。

(5) 国立公園等における自然保護

① 行為の規制

公園計画によって区分された、国立公園の特別地域、特別保護地区及び海中公園地区において、建築物の設置など開発行為を行う場合は環境大臣又は都道府県知事の許可が必要です。また、普通地域においても一定の行為を行う場合は、あらかじめ環境大臣又は都道府県知事への届出が必要です。国立公園内特別地域及び特別保護地区における各種行為の許可申請及び届出件数は、平成19年度で4,606件(国の機関からの協議を含む)でした。

地域制の自然公園

わが国の自然公園は指定権者が土地の管理権を有することなく指定し、一定の規制を課すという「地域制」の公園です。この制度は、日本のように既に高密度な土地利用が行われている国土における自然公園の指定や、原生的な自然のみならず人文景観や人々の営みによって形造られた二次的自然景観の保全に有効な制度です。

一方、その管理にあたっては、区域内にある国民の財産権及び各種の産業との調整が必要であり、地域とのパートナーシップが求められます。



② 車等の乗入れ・人の立入りの区域規制

スノーモービルやオフロード車等の乗入れによる植生や野生動植物の生息・生育環境への被害を防止するため、平成20年度3月末現在で大雪山国立公園をはじめとする18国立公園35地区と10国定公園17地区において、車等の乗入れ行為が規制されています。

また、人の踏み込みにより容易に壊されるような湿原や高山植物群落などの脆弱な自然の保護を図るため、環境大臣が指定する区域への人の立入りを規制します。

③ 国立公園における生態系管理

全国的にシカ等の鳥獣による農林業や生態系への被害が深刻化する中、国立公園においてもその対策が急務となっています。環境省においては、関係機関と協力して、知床、尾瀬、大台ヶ原、南アルプス等において、シカ食害による生態系への被害対策等を実施しています。

また、脆弱な生態系を有する島嶼である小笠原、西表島等において侵略的外来生物(グリーンアノール、オオヒキガエル等)の重点的な防除を実施するとともに、ボランティアの協力を得て、外来生物の除去などを各地で実施しています。

さらに、特別地域内において特に保護すべき動物としてアオウミガメ等9種を指定し、当該指定動物の捕獲規制、生息地保全、モニタリング等を実施しています。

④ 民有地買上事業

国立公園等のうち自然保護上特に重要な地域であって、民有地であるために厳正な保護が図れない土地を国が買上て保護を行っています。

なお、この事業は都道府県が買上を行い、国が資金の補助を行う事業として実施していましたが、平成17年度からは国による直接買上に移行したものです。

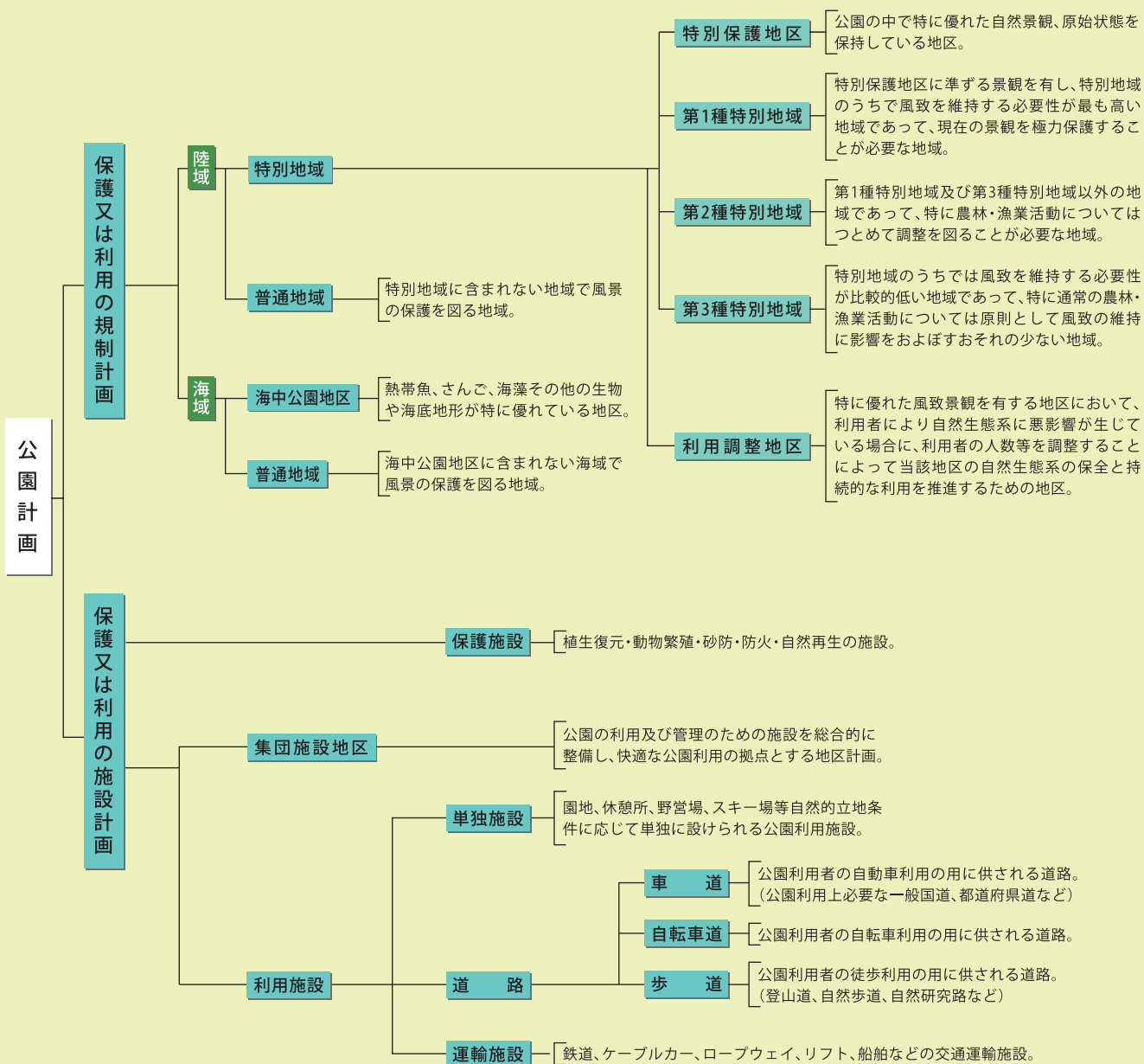
この事業による買上実績は、平成19年度末現在で国立公園14公園、国定公園5公園、国指定鳥獣保護区3地区の計22地域、8,520ha(事業費151億9,695万円)となっております。

⑤ 地域との連携

国立公園は、地方公共団体や地元住民等地域の協力を得て管理されています。さらに環境省では保全管理の充実を図るため、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用して動植物の保護、作業困難地の清掃、施設の管理等を行うグリーンワーカー事業を実施しています。また、国立公園等の管理業務を行なっている団体を「公園管理団体」として国立公園で4団体と国定公園で2団体指定するとともに、地方公共団体・公園管理団体等が土地所有者等と協定を締結し、里地里山などの風景地を管理する「風景地保護協定」の認可等を通じて、地域と連携したきめ細やかな国立公園等の管理を推進します。



自然公園計画体系



※都道府県立自然公園においては、特別保護地区及び海中公園地区の制度はない

国立公園と国定公園の違い

国立公園と国定公園は日本の美しい自然を守りながら、みなさんに楽しんでいただく場所です。国立公園は日本を代表するような、特にすばらしい自然の風景地を有する地域が指定されるのに対して、国定公園は国立公園には及ばないものの、日本の各地方を代表する美しい自然を有する地域が指定されています。面積は、一般的に国立公園の方が大きくなっています。公園の管理は、国立公園ではレンジャ

ーと呼ばれる環境省職員の自然保護官が行い、国定公園では各都道府県の職員が行っています。

自然公園制度の発足当初は国立公園しかありませんでしたが、都市郊外での野外レクリエーションの場や、郷土の美しい自然の保全、当時一流観光地の代名詞であった国立公園の指定を求める声が全国的に広がったことから、制度改定に伴い国立公園に準ずる区域の国定公園がつけられました。

公園計画の例：利尻礼文サロベツ国立公園の一部

